

CITY OF YOKOHAMA

横浜市パーキング・パーミット制度の導入 ～インクルーシブなまちを目指して～

2024年6月26日
市長定例記者会見

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

導入の背景

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

YOKOHAMA

「車いす使用者用駐車区画」の利用については、車いす使用者の方や、外見からはわかりにくい障害のある方、妊産婦の方など、移動に配慮が必要な方から、安心して駐車したいという声をいただいています。そこで、県内で初めてパーキング・パーミット制度を導入することとしました。

必要な人が停めていることが見てわかると、適切な利用者が増えていくと思います。

病気で歩くのが大変なのですが、外見上ではわからないため、後ろめたい気持ちで車いす用の駐車場を利用しています。

妊娠中なので、車いす用の駐車場を使用できると助かります。

パーキング・パーミット制度とは

- ▶ 利用対象者が車いす使用者用駐車区画や優先駐車区画に駐車する際に、横浜市が発行した利用証を掲示することで、安心して駐車できるようにするとともに、適正な利用を推進する制度です。



対象者



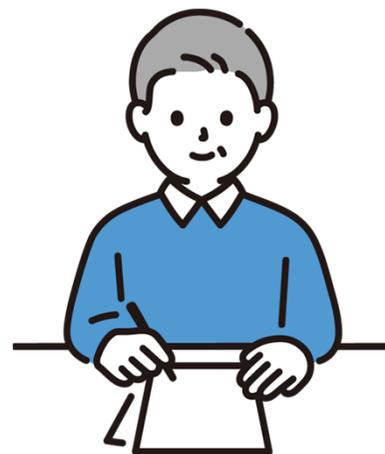
- ▶ 利用対象者は、歩行が困難または移動に配慮が必要な高齢者や障害者等、およそ30万人です。

対象者	要件	利用証の種類
高齢者	要介護認定者	無期限の利用証 
障害者（身体・精神・知的）	等級による	
難病患者	受給者証の取得者（小児を含む）	
妊産婦	母子手帳取得時から産後1年まで	有期限の利用証 
けが人	医師の診断書による	

利用証の申請と使用について

○利用証の申請受付を令和6年7月1日より開始します。

- ▷ 申請方法は、電子申請又は郵送となります。
- ▷ 利用証は、順次発送し、お手元に届いたときから、車いす使用者用駐車区画等で使用できます。
- ▷ 利用証は、既にパーキング・パーミット制度を導入している他の自治体でも使用できます。



○ 「優先駐車区画」の確保を進めます。

- ▷ 幅の広い「車いす使用者用駐車区画」に加えて、幅は広くないものの、建物の出入口近くに設置される「優先駐車区画」の確保を進めます。
- ▷ 事業者の皆様に「優先駐車区画」の設置を働き掛けていきます。



※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」で設置が義務付けられている駐車区画

市民、事業者の皆様へ

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

車いす使用者の方、外見からはわかりにくい障害のある方や妊産婦の方など

- ▶ 幅の広い駐車区画を必要としている方がいます。
- ▶ 長い距離を歩くのが難しい方がいます。

○市民、事業者の皆様には、車いす使用者用駐車区画等を必要とする方へのご理解、ご協力をお願いいたします。

○事業者の皆様にも「優先駐車区画」の設置にご協力をお願いいたします



「インクルーシブなまち よこはま」

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

パーキング・パーミット制度を推進し、
誰もが安心して暮らす、働く、訪れることができる
「インクルーシブなまち」の実現を目指します。

